

奈良市公報

号 外 第 16 号

平成19年 7 月24日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

○市道路線の廃止……………	1
○市道路線の認定……………	1
○道路の区域決定……………	2
○道路の供用開始……………	4
○市道路線の歩行者専用道路への指定……………	5
○徴収事務の委託……………	5
○奈良市社会福祉法人等指導監査実施要綱……………	6
○奈良市民生委員推薦会地区分科会運営要綱……………	7
○徴収事務の委託……………	7
○固定資産課税台帳に登録すべき平成19年度の固定資産 の価格等の登録……………	7
○下水道事業受益者負担金の平成19年度賦課対象区域…	7
○徴収事務の委託（2件）……………	8

○平成19年度一般廃棄物処理実施計画……………	8
○医療安全支援センターの設置……………	18
○障害者自立支援法の規定による地域生活支援事業の実 施に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正…	18
公 営 企 業	
○計量業務の委託（2件）……………	18
○収納事務の委託……………	19

告 示

奈良市告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定に基づき、
次の市道の路線を廃止します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管
理課において一般の縦覧に供します。

平成19年 4 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	中部第662号線	大宮町四丁目 333番3地先から	大宮町四丁目 306番1地先まで	L = 276.7 W = 3.6~6.5
2	中部第750号線	菅原町 46番2地先から	菅原町 16番8地先まで	L = 82.2 W = 3.0~3.8
3	西部第1157号線	中町 4816番1地先から	中町 4713番1地先まで	L = 365.9 W = 13.6~23.0
4	西部第1158号線	中町 4813番1地先から	中町 4685番地先まで	L = 371.8 W = 14.6~26.7

(平成19年 4 月 1 日掲示済)

奈良市告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、
次の路線を本市の市道路線に認定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管
理課において一般の縦覧に供します。

平成19年 4 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	東部第388号線	茗荷町 37番地先から	南田原町 843番2地先まで	L = 180.0 W = 5.0
2	南部第676号線	山町 749番1地先から	山町 776番4地先まで	L = 210.1 W = 4.5
3	南部第677号線	北之庄町 125番1地先から	北之庄町 118番1地先まで	L = 207.3 W = 4.5~5.4
4	北部第713号線	南紀寺町三丁目 142番28地先から	南紀寺町三丁目 142番1地先まで	L = 82.5 W = 5.0

5	北部第714号線	南紀寺町四丁目 133番16地先から	南紀寺町四丁目 133番8地先まで	L = 119.9 W = 4.9
6	北部第715号線	高畑町 42番1地先から	高畑町 35番14地先まで	L = 121.0 W = 6.0～8.0
7	北部第716号線	高畑町 51番14地先から	高畑町 55番1地先まで	L = 75.0 W = 6.0
8	北部第717号線	中辻町 77番19地先から	中辻町 77番31地先まで	L = 78.5 W = 4.5
9	中部第662号線	大宮町四丁目 332番7地先から	大宮町四丁目 306番1地先まで	L = 308.2 W = 3.6～7.3
10	中部第750号線	菅原町 46番4地先から	菅原町 16番3地先まで	L = 75.4 W = 7.0
11	中部第1451号線	宝来町 1310番61地先から	疋田町 254番22地先まで	L = 138.5 W = 6.0～8.0
12	中部第1452号線	疋田町五丁目 250番103地先から	疋田町 254番12地先まで	L = 55.0 W = 6.0
13	中部第1453号線	三条大路三丁目 450番4地先から	三条大路三丁目 446番10地先まで	L = 98.5 W = 4.0
14	西部第1157号線	学園大和町二丁目 4857番1地先から	中町 4713番1地先まで	L = 410.9 W = 12.0～23.0
15	西部第1158号線	学園大和町二丁目 4860番地先から	中町 4685番地先まで	L = 421.8 W = 9.5～26.7
16	西部第1256号線	学園朝日元町二丁目 488番14地先から	学園朝日元町二丁目 1908番3地先まで	L = 110.0 W = 4.0～8.0
17	西部第1257号線	二名三丁目 1152番5地先から	二名三丁目 1152番12地先まで	L = 129.5 W = 6.0
18	西部第1258号線	帝塚山一丁目 1545番10地先から	帝塚山一丁目 1531番14地先まで	L = 93.0 W = 6.0～8.0
19	西部第1259号線	西千代ヶ丘三丁目 2087番34地先から	中町 2098番4地先まで	L = 100.2 W = 4.1～4.5
20	西部第1260号線	富雄川西二丁目 109番5地先から	富雄川西二丁目 109番61地先まで	L = 149.6 W = 6.0
21	西部第1261号線	富雄川西二丁目 109番58地先から	富雄川西二丁目 109番65地先まで	L = 59.8 W = 6.0
22	西部第1262号線	富雄川西二丁目 109番64地先から	富雄川西二丁目 109番45地先まで	L = 274.4 W = 6.0
23	西部第1263号線	富雄川西二丁目 109番40地先から	鳥見町三丁目 13番15地先まで	L = 33.5 W = 6.0
24	西部第1264号線	二名二丁目 2495番24地先から	二名二丁目 2460番71地先まで	L = 229.0 W = 6.0～8.0
(平成19年4月1日揭示済) 奈良市告示第196号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。				その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。 平成19年4月1日 奈良市長 藤原 昭
整理番号	路線名	起 点	終 点	備考(m)

1	東部第388号線	茗荷町 37番地先から	南田原町 843番 2 地先まで	L = 180.0 W = 5.0
2	南部第676号線	山町 749番 1 地先から	山町 776番 4 地先まで	L = 210.1 W = 4.5
3	南部第677号線	北之庄町 125番 1 地先から	北之庄町 118番 1 地先まで	L = 207.3 W = 4.5～5.4
4	北部第713号線	南紀寺町三丁目 142番28地先から	南紀寺町三丁目 142番 1 地先まで	L = 82.5 W = 5.0
5	北部第714号線	南紀寺町四丁目 133番16地先から	南紀寺町四丁目 133番 8 地先まで	L = 119.9 W = 4.9
6	北部第715号線	高畑町 42番 1 地先から	高畑町 35番14地先まで	L = 121.0 W = 6.0～8.0
7	北部第716号線	高畑町 51番14地先から	高畑町 55番 1 地先まで	L = 75.0 W = 6.0
8	北部第717号線	中辻町 77番19地先から	中辻町 77番31地先まで	L = 78.5 W = 4.5
9	中部第662号線	大宮町四丁目 332番 7 地先から	大宮町四丁目 306番 1 地先まで	L = 308.2 W = 3.6～7.3
10	中部第750号線	菅原町 46番 4 地先から	菅原町 16番 3 地先まで	L = 75.4 W = 7.0
11	中部第1451号線	宝来町 1310番61地先から	疋田町 254番22地先まで	L = 138.5 W = 6.0～8.0
12	中部第1452号線	疋田町五丁目 250番103地先から	疋田町 254番12地先まで	L = 55.0 W = 6.0
13	中部第1453号線	三条大路三丁目 450番 4 地先から	三条大路三丁目 446番10地先まで	L = 98.5 W = 4.0
14	西部第1157号線	学園大和町二丁目 4857番 1 地先から	中町 4713番 1 地先まで	L = 410.9 W = 12.0～23.0
15	西部第1158号線	学園大和町二丁目 4860番地先から	中町 4685番地先まで	L = 421.8 W = 9.5～26.7
16	西部第1256号線	学園朝日元町二丁目 488番14地先から	学園朝日元町二丁目 1908番 3 地先まで	L = 110.0 W = 4.0～8.0
17	西部第1257号線	二名三丁目 1152番 5 地先から	二名三丁目 1152番12地先まで	L = 129.5 W = 6.0
18	西部第1258号線	帝塚山一丁目 1545番10地先から	帝塚山一丁目 1531番14地先まで	L = 93.0 W = 6.0～8.0
19	西部第1259号線	西千代ヶ丘三丁目 2087番34地先から	中町 2098番 4 地先まで	L = 100.2 W = 4.1～4.5
20	西部第1260号線	富雄川西二丁目 109番 5 地先から	富雄川西二丁目 109番61地先まで	L = 149.6 W = 6.0
21	西部第1261号線	富雄川西二丁目 109番58地先から	富雄川西二丁目 109番65地先まで	L = 59.8 W = 6.0
22	西部第1262号線	富雄川西二丁目 109番64地先から	富雄川西二丁目 109番45地先まで	L = 274.4 W = 6.0
23	西部第1263号線	富雄川西二丁目 109番40地先から	鳥見町三丁目 13番15地先まで	L = 33.5 W = 6.0
24	西部第1264号線	二名二丁目 2495番24地先から	二名二丁目 2460番71地先まで	L = 229.0 W = 6.0～8.0

(平成19年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、平成19年 4 月 1 日から次のように道路の供用を開

始します。

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成19年 4 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	油阪芝辻線	大宮町一丁目 73番 3 地先から	大宮町二丁目 82番 5 地先まで	L = 267.0 W = 23.0～24.0
2	東部第387号線	虚空蔵町 322番 1 地先から	虚空蔵町 385番 1 地先まで	L = 341.0 W = 14.0
3	東部第388号線	茗荷町 37番地先から	南田原町 843番 2 地先まで	L = 180.0 W = 5.0
4	南部第676号線	山町 749番 1 地先から	山町 776番 4 地先まで	L = 210.1 W = 4.5
5	南部第677号線	北之庄町 125番 1 地先から	北之庄町 118番 1 地先まで	L = 207.3 W = 4.5～5.4
6	北部第713号線	南紀寺町三丁目 142番28地先から	南紀寺町三丁目 142番 1 地先まで	L = 82.5 W = 5.0
7	北部第714号線	南紀寺町四丁目 133番16地先から	南紀寺町四丁目 133番 8 地先まで	L = 119.9 W = 4.9
8	北部第715号線	高畑町 42番 1 地先から	高畑町 35番14地先まで	L = 121.0 W = 6.0～8.0
9	北部第716号線	高畑町 51番14地先から	高畑町 55番 1 地先まで	L = 75.0 W = 6.0
10	北部第717号線	中辻町 77番19地先から	中辻町 77番31地先まで	L = 78.5 W = 4.5
11	中部第662号線	大宮町四丁目 332番 7 地先から	大宮町四丁目 306番 1 地先まで	L = 308.2 W = 3.6～7.3
12	中部第750号線	菅原町 46番 4 地先から	菅原町 16番 3 地先まで	L = 75.4 W = 7.0
13	中部第1451号線	宝来町 1310番61地先から	疋田町 254番22地先まで	L = 138.5 W = 6.0～8.0
14	中部第1452号線	疋田町五丁目 250番103地先から	疋田町 254番12地先まで	L = 55.0 W = 6.0
15	中部第1453号線	三条大路三丁目 450番 4 地先から	三条大路三丁目 446番10地先まで	L = 98.5 W = 4.0
16	西部第1157号線	学園大和町二丁目 4857番 1 地先から	中町 4713番 1 地先まで	L = 410.9 W = 12.0～23.0
17	西部第1158号線	学園大和町二丁目 4860番地先から	中町 4685番地先まで	L = 421.8 W = 9.5～26.7
18	西部第1256号線	学園朝日元町二丁目 488番14地先から	学園朝日元町二丁目 1908番 3 地先まで	L = 110.0 W = 4.0～8.0
19	西部第1257号線	二名三丁目 1152番 5 地先から	二名三丁目 1152番12地先まで	L = 129.5 W = 6.0
20	西部第1258号線	帝塚山一丁目 1545番10地先から	帝塚山一丁目 1531番14地先まで	L = 93.0 W = 6.0～8.0

21	西部第1259号線	西千代ヶ丘三丁目 2087番34地先から	中町 2098番 4 地先まで	L = 100.2 W = 4.1～4.5
22	西部第1260号線	富雄川西二丁目 109番 5 地先から	富雄川西二丁目 109番61地先まで	L = 149.6 W = 6.0
23	西部第1261号線	富雄川西二丁目 109番58地先から	富雄川西二丁目 109番65地先まで	L = 59.8 W = 6.0
24	西部第1262号線	富雄川西二丁目 109番64地先から	富雄川西二丁目 109番45地先まで	L = 274.4 W = 6.0
25	西部第1263号線	富雄川西二丁目 109番40地先から	鳥見町三丁目 13番15地先まで	L = 33.5 W = 6.0
26	西部第1264号線	二名二丁目 2495番24地先から	二名二丁目 2460番71地先まで	L = 229.0 W = 6.0～8.0

(平成19年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第 3 項の規定に基づき、次の市道路線を平成19年 4 月 1 日から歩行者

専用道路に指定します。

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成19年 4 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	北部第709号線	青山四丁目 1 番 1 地先から	青山四丁目 1 番21地先まで	L = 14.2 W = 4.0
2	北部第710号線	青山四丁目 1 番25地先から	青山四丁目 1 番26地先まで	L = 9.2 W = 4.0
3	中部第1406号線	左京四丁目 4 番16地先から	左京四丁目 4 番17地先まで	L = 16.2 W = 4.0
4	中部第1407号線	左京四丁目 4 番10地先から	左京四丁目 4 番11地先まで	L = 18.2 W = 4.0
5	中部第1423号線	三条本町 326番 1 地先から	三条本町 332番 1 地先まで	L = 14.0 W = 6.0
6	西部第1215号線	富雄川西二丁目 1184番地先から	富雄川西二丁目 1112番地先まで	L = 30.7 W = 4.0
7	西部第1216号線	富雄川西二丁目 1190番地先から	富雄川西二丁目 1186番地先まで	L = 24.3 W = 4.0
8	西部第1217号線	富雄川西二丁目 1025番地先から	富雄川西二丁目 1026番地先まで	L = 17.7 W = 6.0
9	西部第1263号線	富雄川西二丁目 109番40地先から	鳥見町三丁目 13番15地先まで	L = 33.5 W = 6.0

(平成19年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第199号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、次の通り徴収の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成19年 4 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
-----	------

奈良市井上町11番地
財団法人 ならまち振興財団
理事長 福井 重忠

入江泰吉記念奈良市写真美術館観覧料

入江泰吉記念奈良市写真美術館駐車場使用料

入江泰吉記念奈良市写真美術館使用料

入江泰吉記念奈良市写真美術館収蔵写真著作
権賃貸料

2 委託の期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
(平成19年4月1日揭示済)

奈良市告示第200号

奈良市社会福祉法人等指導監査実施要綱を次のように定める。

平成19年4月1日

奈良市長 藤原 昭

奈良市社会福祉法人等指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が行う社会福祉法人及び社会福祉施設（以下「社会福祉法人等」という。）の指導監査に関して基本的な事項を定め、これに基づき統一的かつ効率的な指導監査を実施し、もって社会福祉事業の適正な運営を確保することを目的とする。

(基本方針)

第2条 指導監査は、国の指導方針、本市の福祉行政施策等を考慮し、年度ごとに計画を立てて実施する。

(指導監査の対象)

第3条 指導監査は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条及び第39条、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3並びに障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に定める社会福祉法人等のうち、本市が所轄庁である社会福祉法人等に対して実施する。

(指導監査の種類)

第4条 指導監査の種類は、一般監査及び特別監査とする。
2 一般監査は、第2条に規定する計画に基づき、対象別に次のように実施する。

(1) 社会福祉法人

ア 法人運営における関係法令の遵守状況から特に大きな問題が認められない法人は2年度に1回、その運営全般について実施する。ただし、別に国が定める要件を満たす法人については実施回数を4年度に1回とすることができる。

イ アに該当しない法人は、原則として毎年度1回実施する。

(2) 社会福祉施設

原則として毎年度に1回、国が別に定める要綱等に基づき、その運営全般について実施する。

3 特別監査は、一般監査の結果及びその他個々の状況に基づき、その運営等に重大な問題を有する、又は有するおそれがある社会福祉法人等に対して必要に応じて随時に、重点的かつ継続的に行う。

(他の所轄庁との連携)

第5条 社会福祉施設と当該施設を運営する者の所轄庁がそれぞれ異なる場合の指導監査は、関係する所轄庁と実施方法その他について協議を行ったうえで実施する。

(指導監査の実施)

第6条 指導監査の実施に当たっては、対象となる社会福祉法人等の代表者に対し、実施日、対象となる社会福祉法人等の名称、実地調査を行う職員名その他必要な事項を事前に書面により通知する。ただし、特別監査については、この限りでない。

2 指導監査の実施に当たっては、対象となる社会福祉法人等の状況をあらかじめ把握して指導監査を円滑に進めるため、対象となる社会福祉法人等の代表者に対し、事前に別に定める監査資料の提出を求めるものとする。ただし、特別監査については、この限りでない。

3 実地調査を行った職員は、当該調査終了後、調査した社会福祉法人等の代表者及び関係職員（以下「関係者」という。）に対し、講評を行うものとする。この場合においては、是正又は改善の必要な事項その他の問題点を指摘するとともに、関係者からの意見聴取等を行い、問題の発生原因、改善方法等に対する理解及び対応を促すものとする。

4 前項の規定にかかわらず、実地調査の結果、その場での講評が困難なものについては、その旨を関係者に伝えたうえ、帰庁後速やかに事業担当課等と協議し、改めてその結果を通知する。

(指導監査終了後の処理)

第7条 指導監査を行った職員は、指導監査終了後、速やかにその結果について報告書を作成するとともに、指導監査の結果、法令、通知等に基づく遵守事項に適合しない事項があると認められたときは、指導監査を行った社会福祉法人等の代表者に対し、適切な措置をとるよう文書により通知する。

2 前項により通知した事項に対する具体的措置については、期限を付して、指導監査を行った社会福祉法人等の代表者に書面により報告させ、その内容を確認する。

(不十分な報告への対応)

第8条 前条第2項による確認の結果、その内容が不十分であると認められるときは、改善を促す指導を行い、必要に応じて特別監査等の必要な措置をとる。また、当該措置をもってなお改善が認められないときは、法令等に基づく処分を行う。

(結果の公表)

第9条 指導監査の結果及びそれについての報告や経過等については、社会福祉法人等の適正な運営及び利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資するため、市ホームページに掲載して公表する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(結果の公表の適用年度)

2 第9条の規定による公表は、平成19年度以後に行った指導監査について行うものとする。

(平成19年 4月 1日 揭示済)

奈良市告示第201号

奈良市民生委員推薦会地区分科会運営要綱を次のように定める。

平成19年 4月 1日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市民生委員推薦会地区分科会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市民生委員法施行細則（平成19年奈良市規則第31号）に基づき設置する奈良市民生委員推薦会地区分科会（以下「分科会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 分科会は、民生委員協議会を組織する区域（以下「地区」という。）ごとに委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから奈良市民生委員推薦会委員長（以下「推薦会委員長」という。）が委嘱する。

- (1) 地区住民の代表者
- (2) 地区社会福祉関係団体の代表者
- (3) 地区小学校長又は中学校長
- (4) 地区民生委員児童委員協議会の代表者
- (5) 地区居住の学識経験者

3 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が次のいずれかに該当する場合は、任期中であっても推薦会委員長は、これを解嘱することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合
- (2) 委員たるにふさわしくない非行のあった場合
- (3) 職務上の地位を政党又は政治目的のために利用した場合
- (4) その他推薦会委員長が不適当と認めた場合

(委員長)

第3条 分科会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長の任期は、分科会で定める。

3 委員長は、会務を総理し、分科会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 分科会の会議は委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、推薦会委員長が招集する。

2 分科会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 分科会の会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第5条 委員は、分科会の議事の内容について秘密を守り、

他に漏えいしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(推薦会委員長の指導及び助言)

第6条 推薦会委員長は、必要に応じて分科会に対する指導及び助言を行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営その他について必要な事項は、推薦会委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年 4月 1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この告示の施行の際、現に分科会の委員である者の任期は、第2条第3項本文の規定にかかわらず、平成19年 7月31日までとする。

(平成19年 4月 1日 揭示済)

奈良市告示第202号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり徴収の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成19年 4月 1日

奈良市長 藤 原 昭

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴収事務
東京都千代田区平河町二丁目6番3号 都道府県会館 社団法人 地域医療振興協会 理事長 吉新 通康	市立奈良病院使用料及び手数料

2 委託の期間

平成19年 4月 1日から平成20年 3月31日

(平成19年 4月 1日 揭示済)

奈良市告示第203号

固定資産課税台帳に登録すべき平成19年度の固定資産の価格等のすべてを登録しましたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定により公示します。

平成19年 4月 1日

奈良市長 藤 原 昭

(平成19年 4月 1日 揭示済)

奈良市告示第204号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）第5条の規定により、平成19年度の賦課対象区域を次のとおり告示します。

なお、関係図書は平成19年 4月 1日から2週間本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成19年 4月 1日

奈良市長 藤 原 昭

賦課対象区域（第2負担区）

秋篠三和町一丁目の一部	西登美ヶ丘六丁目の一部
南登美ヶ丘の一部	学園緑ヶ丘三丁目の一部
あやめ池南四丁目の一部	法蓮町の一部
南紀寺町二丁目の一部	押熊町の一部
南京終町の一部	五条西二丁目の一部
恋の窪一丁目の一部	三条大路四丁目の一部
四条大路一丁目の一部	あやめ池南一丁目の一部
南紀寺町三丁目の一部	神殿町の一部
秋篠新町の一部	西大寺栄町の一部
六条一丁目の一部	中山町の一部
大倭町の一部	西大寺高塚町の一部
宝来五丁目の一部	五條三丁目の一部
七条一丁目の一部	三松一丁目の一部
三条大路二丁目の一部	大安寺四丁目の一部
西大寺宝ヶ丘の一部	古市町の一部
富雄川西二丁目の一部	鳥見町三丁目の一部
三条栄町の一部	法華寺町の一部
北永井町の一部	富雄川西一丁目の一部
学園大和町六丁目の一部	中町の一部
菅原町の一部	敷島町二丁目の一部
三条大路三丁目の一部	北新町の一部
登美ヶ丘一丁目の一部	百楽園五丁目の一部
あやめ池北三丁目の一部	六条西五丁目の一部
三条大路二丁目の一部	北之庄西町一丁目の一部
三碓一丁目の一部	中登美ヶ丘二丁目の一部
登美ヶ丘三丁目の一部	秋篠町の一部
鶴舞東町の一部	あやめ池南五丁目の一部
宝来四丁目の一部	五条二丁目の一部
大安寺一丁目の一部	秋篠早月町の一部
四条大路五丁目の一部	三条大路五丁目の一部
五条西一丁目の一部	三条宮前町の一部
大安寺六丁目の一部	四条大路南町の一部
富雄北三丁目の一部	東九条町の一部
六条西一丁目の一部	西九条町三丁目の一部

賦課対象区域（第3負担区）

山陵町の一部

賦課対象区域（第4負担区）

山町の一部	尼辻町の一部
柴屋町の一部	田中町の一部
窪之庄町の一部	秋篠町の一部
山陵町の一部	秋篠新町の一部
柏木町の一部	二名三丁目の一部
南永井町の一部	北永井町の一部
三碓六丁目の一部	藤原町の一部
五条町の一部	中町の一部
白毫寺町の一部	大和田町の一部
横井七丁目の一部	古市町の一部
今市町の一部	

(平成19年4月1日揭示済)

奈良市告示第205号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成19年4月1日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市柏木町519番地の7 社団法人 奈良市医師会 会長 北岡 孝	奈良市立柳生診療所手数料 奈良市立田原診療所手数料 奈良市総合医療検査センター手数料

2 委託の期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(平成19年4月1日揭示済)

奈良市告示第206号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成19年4月1日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市大安寺西三丁目10番21号 株式会社 奈良市清美公社 代表取締役 葛原 克巳	奈良市一般廃棄物処理手数料（し尿）

2 委託の期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(平成19年4月1日揭示済)

奈良市告示第207号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、平成19年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）第7条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年4月1日

奈良市長 藤原 昭

1 一般廃棄物の発生状況

(1) 処理計画の範囲 奈良市全域

(2) 一般廃棄物の発生量（推計） (単位：t)

種類	発生量
燃やせるごみ	102,541

燃 や せ な い ご み	8,770
大 型 ご み	3,472
有 害 ご み	4
町内清掃・不法投棄ごみ	1,867
資源化量（ごみとしての資源化 量除く）	37,937
計	154,591
収集前の資源化量（生ごみ堆肥 化、古紙回収等）	25,103
収 集 後 の 資 源 化 量	16,505
収 集 運 搬 量（処理量）	129,488

動 物 の 死 体	2,400体
し 尿	9,837kl
浄 化 槽 汚 泥	23,880kl
計	33,717kl

2 一般廃棄物の処理方法及びその主体

(1) 家庭から排出される一般廃棄物

種 類	収集・運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	市民の協力義務等
燃やせるごみ（台所ごみ・木くず・再生のできない紙くず・カセットテープ・ビデオテープ等）	週2回収集 （市・委託）	焼却処理（市）	埋立処分（市・委託）	(1) 燃やせるごみ・燃やせないごみ等に分別し、各別の容器（袋を含む）に収納して、決められた日時・場所に持ち出すこと。
燃やせないごみ（ガラス類・陶器類・金属類等）	月1回収集 （市・委託）	破碎処理（市）	破碎処理後、可燃不燃物は埋立、可燃物は焼却、金属類は資源化（市・委託）	(2) 廃棄物が飛散し、流失し、又は悪臭が発散しないようにするとともに、その容器（袋を含む）を常に清潔にし、又は処理を著しく困難にし、処理施設の機能に支障が生ずる物を排出しないこと。
大型ごみ（家具類・寝具類・電化製品等） ※特定家庭用機器等を除く	電話等申し込みによる収集 （市・委託）	破碎処理（市）	破碎処理後、可燃不燃物は埋立、可燃物は焼却、金属類は資源化（市・委託）	(3) 廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分することにより、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、市の施策に協力すること。
有害ごみ（水銀体温計・廃蛍光灯・廃乾電池等）	大型ごみの収集の際に収集 （市・委託）	ドラム缶詰（市）	専門業者へ処分委託（委託）	(4) 家庭から排出される古紙類、布類、空き缶、ガラスびん、その他プラスチック、発泡スチロール製食品トレイ、ペットボトル、飲料用紙パックの資源化及び再利用可能な物は再利用に努めること。
その他プラスチック	毎週水曜日収集 （市・委託）	選別・梱包（委託）	リサイクル処分委託（委託）	(5) 空き缶、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、その他プラスチック、発泡スチロール製食品トレイ等の資源化の際は、資源化不適合等の異物を混入しないこと。
ガラスびん	月1回収集 （市・委託）	選別・保管（委託）	指定法人へ処分委託（委託）	(6) 商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めること。
ペットボトル		選別・圧縮（委託）		(7) その他プラスチックは、ダイオキシシン削減対策及び再資源化を目的とするため、燃やせるごみ、燃やせないごみに混入しないよう分別に努めること。
発泡スチロール製食品トレイ	公民館を拠点に収集 （委託）	選別・保管（委託）		
飲料用紙パック	月1回収集 （市・委託）	選別・保管（市）	資源回収業者・専門業者へ売却 （委託）	
空き缶		選別・圧縮（委託）		

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

種 類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	事業者の協力義務等
燃やせるごみ	事業者自らの責任で行うものほか、市の許可する一般廃棄物収集運搬業者へ依頼（排出者・一般廃棄物収集運搬業者）	焼却処理・破碎処理及び選別保管（市・委託）	事業者自らの責任で行うものほかは、埋立処分または専門業者、資源回収業者へ処分委託（市・委託）	(1) 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期使用の可能な製品の開発等を行うこと、容器等の過剰な使用の抑制等を図ることにより、廃棄物の発生を抑制するように努めること。 (2) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、再生利用等を行いその減量に努め、又、製造・販売する製品・容器等が廃棄物となった場合にその処理が困難にならないよう技術開発に努めること。 (3) 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を市が設置する処理施設へ搬入する際は、市長の承認を受けるとともに処分しやすいように大別し、かつ、焼却、圧縮、破碎等の前処理に努めること。 (4) 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力すること。 (5) 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる事業者は、一般廃棄物の減量に関する計画書を毎年 1 回市長に提出すること。 (6) 事業者は許可業者に収集運搬を委託する場合においても分別排出を基本とする契約をすること。
燃やせないごみ				
再生资源				
肉骨粉	土、日、祝日を除く毎日（委託）	焼却処理（委託）	埋立処分（委託）	

(3) 動物の死体

種 類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	市民の協力義務等
動物の死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うものほか、申し出により収集（排出者・市）	焼却処理（市）	埋立処分（市）	自らの責任で処理できない時は、遅滞なく市長に申し出てその指示に従わなければならない。

(4) し尿及び浄化槽汚泥

種 類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	市民事業者の協力義務等
し 尿	おおむね月 1 回収集（委託）	膜分離高負荷脱窒素処理方式及びメタン発酵・堆肥化・焼却処理（市）、月々瀬・都祁地域は高濃度二段活性汚泥法（山辺環境衛生組合）	堆肥化（市） 埋立処分（委託）	(1) し尿の収集開始・廃止・変更の届出は必ず行うこと。 (2) 便槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと。
浄化槽汚泥	浄化槽清掃許可業者が浄化槽清掃の際に収集（一般廃棄物収集運搬業者）			浄化槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと。

- (5) 市が一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物の指定
- ① 紙くず
 - ② 木くず
 - ③ 繊維くず
 - ④ 下水道汚泥

3 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

① ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 啓発及び資源化の方法

区分	取り組み	具体的な内容
キャンペーン・イベント等	環境フェスティバル実行委員会	行政と市民団体により環境フェスティバルの運営組織をつくり、活動を展開する。
	ごみゼロフェスタ（春） 環境フェスティバル（秋）	ごみ問題に対する市民意識の高揚と市民全体のごみ減量実践活動として環境清美センターにて毎年春と秋に開催する。
	ごみ減量・リサイクル実践優良団体等表彰制度（地球環境賞）	民間主導型でのごみ減量・リサイクル実践活動の拡大を図るため、市内で実践活動に取り組み、成果をあげている団体や事業所を顕彰する。
	ごみ減量化等啓発作品の募集	廃棄物問題に対する意識啓発を目的に、市内の小・中学校から啓発ポスターを募集し表彰する。
	奈良市のごみの分け方と出し方	ごみの処理と分別・リサイクルについて記載したチラシ（英語版・中国語版・韓国語版も有り）を作成する。
印刷媒体等による啓発	ごみ・再生資源収集カレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市のごみ事典	ごみ種類別の分別基準・排出先・ルール的事典を作成する。
	ごみの出し方Q&A	ごみの分別やリサイクルの取り組み等のパンフレットを転入時に市民課窓口等で配布する。
	啓発用ビデオ・DVDの貸し出し	ごみ減量を啓発する内容のビデオ・DVDを制作し、見学会、学習会等で活用し、又市民からの申し出により貸し出しをする。
	くらしとごみ	小学校4年生を対象にした、社会科学習用副読本を制作し、市内の小学校4年生の生徒全員に配布する。
	市ホームページ	市ホームページを通じてごみの減量、ごみの出し方等を広報する。

家庭から排出される一般廃棄物

リサイクル推進教育	ごみ懇談会	ごみ減量・リサイクル学習会の参加者（OB）が中心になり、ごみ減量などを考え、行動するための組織をつくり、活動を展開する。
	小・中学校での空き缶回収	小・中学校の児童・生徒の環境学習の一環として、空き缶回収を実施する。
再生資源回収	全市での再生資源分別収集	その他プラスチック：週1回。ガラスびん、空き缶、ペットボトル、飲料用紙パック：月1回収集する。
	公共施設等での再生資源の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所、生涯学習センターにおいて、空き缶・発泡スチロール製食品トレー・ペットボトル・飲料用紙パックの拠点回収を実施する。
	新聞・雑誌・ダンボール・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。
	資源回収作業所での家具等の再生	環境清美センター内の資源回収作業場で、電話受付により回収または市民が持ち込んだ再生可能な家具等を再生する。
	粗大ごみ処理施設等での金属類回収	粗大ごみ処理施設で鉄・アルミ等を回収し資源化する。
	乾電池・蛍光灯等	環境清美工場へ搬入された乾電池・蛍光灯等を資源化する。
	町内清掃草木処理委託	市が収集している町内清掃の草木を市内の処分業許可業者に処理委託し資源化（チップ化）する。
	生ごみ処理機器購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・EMぼかし専用容器）及び電気式生ごみ処理機の購入者に対し、助成金を交付する。
	環境清美工場見学	奈良市内全小学校4年生、一般及び団体を対象に、工場見学を実施し、ごみ処理の実態を知らせることでごみ減量を啓発する。
	ガス抜き器具配布	スプレー缶による事故の未然防止の為希望者にガス抜き器具を配布する。
その他		

		レジ袋の減量	市内のスーパー等レジ袋を大量に配布する事業所及び市民にマイバッグ運動を推進する。
事業活動に伴って排出される一般廃棄物	その他	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努める。
		汚泥発酵肥料（畑楽）の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を生ごみと混合し、汚泥発酵肥料（畑楽）を製造する。
		事業所学習会	多量排出事業所を対象に、ごみ処理の現状や実践活動について学習会を行う。
		ガラスびん等有効利用	事業系ガラスびんを使用し、インターロッキングブロックを製作する。
		事業系指定ごみ袋モデル事業	事業系ごみの指定袋制度等の方策を検討し、監視・指導の確実性を高める。
		多量排出事業所への減量指導	多量排出事業所に対し、減量計画書を提出させ、その記載事項を踏まえた立ち入り指導を行う。

イ 収集前の資源化量

区 分		資源化量（単位 t／年）
資源化	生ごみ堆肥化	1,428
	集団回収	15,990
	店頭回収	360
	事業所の自主的減量	7,325
合 計		25,103

ウ 収集後の資源化量

区 分	資源化量 (単位 t／年)	区 分	資源化量 (単位 t／年)
空き缶	844	飲料用紙パック	116
ガラスびん	2,449	発泡スチロール製食品トレイ	1
ペットボトル	543	乾電池・蛍光灯	4
その他プラスチック	6,894	施設での回収金属類等	2,670
町内清掃草木	1,000	生ごみ（衛生浄化センター）	63
資源回収作業所	1,921	合計	16,505

② 収集・運搬計画区域 奈良市全域（374,100人）

ア 収集運搬する廃棄物の量（推計）（単位：t）

種類	市収集		許可業者	一般持込	計
	直営	委託			
燃やせるごみ	49,698	5,283	39,153	8,307	102,441
燃やせないごみ	2,704	462	2,043	3,561	8,770
町内清掃ごみ（不法投棄含む）	1,867				1,867
大型ごみ	3,160	312			3,472
有害ごみ	3	1			4
その他プラスチック	6,114	680	100		6,894
再生資源	3,635	318	3	1,921	5,877
肉骨粉			100		100
生ごみ（浄化センター分）	63				63
計	67,244	7,056	41,399	13,789	129,488
動物の死体（体）	2,200			200	2,400

イ 収集運搬の主体

区分	種類	市	（株）清美公社	許可業者	民間委託
家庭系	ごみ	○	○		
	資源	○	○		
事業系	ごみ			○	
	資源			○	
	肉骨粉				○

※許可業者は奈良市一般廃棄物（ごみ）の処理業の許可指針に掲げる業者とする。

ウ 収集の方法

市が行う定期収集のものについては、ステーション方式及び各戸収集によるものとし、今後も引き続きステーション方式の推進を図る。

③ 中間処理計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物（推計）を中間処理する。

ア 焼却施設

所 在 地	奈良市左京五丁目 2 番地		
名 称	奈良市環境清美工場		
形 式	全連続燃焼式		
処 理 能 力	480 t / 24H		
操 業 形 態	直 営		
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ及び動物の死体		
処 理 量	燃やせるごみ	98,027 t	
	破碎可燃ごみ	6,383 t	
	合 計	104,410 t	
	動 物 の 死 体	2,400体	
残 渣 量	15,641 t		
残渣処分先	南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 緊急時一般廃棄物最終処分場 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場		

イ 破碎施設

所在地	奈良市左京五丁目2番地		
名称	粗大ごみ処理施設		
形式	横軸スイングハンマー		
処理能力	100 t / 5 H		
操業形態	直営		
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ及び大型ごみ		
処理量	12,203 t		
残渣量	3,064 t		
残渣処分先	南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 緊急時一般廃棄物最終処分場		

ウ 空き缶資源化施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地		
名称	空き缶選別作業所		
形式	機械選別及び圧縮		
処理能力	9.2 t / 5 H		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	空き缶		
処理量	844 t		

エ ペットボトル資源化施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地		
名称	ペットボトル圧縮梱包作業所		
形式	圧縮及び梱包		
処理能力	2 t / 5 H		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	ペットボトル		
処理量	543 t		

オ 肉骨粉焼却施設

所在地	兵庫県姫路市飾磨区中島3059番地2		
名称	新日本開発株式会社		
形式	ロータリーキルン&ストーカー炉		
処理能力	216 t / 日		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	肉骨粉		
処理量	100 t		

カ 有害ごみ資源化施設

所在地	北海道常呂郡留辺茂町字富士見217-1		
名称	野村興産株式会社		
処理方法	焙焼処理・水銀回収等		
処理能力	60 t / 日		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等		
処理量	4 t		

キ 草木（剪定・枝木）資源化施設

所在地	奈良市内		
名称	草木（剪定・枝木）資源化施設		
処理方法	チップ化等		
処理能力	5 t / 日		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	草木（剪定・枝木）		
処理量	1,000 t		

ク その他プラスチック資源化施設

所在地	奈良阪町2683番地内		
-----	-------------	--	--

名 称	その他プラスチック類減容処理仮設施設
処 理 方 法	マテリアル・ケミカル・サーマルリサイクル
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装
処 理 量	6,894 t

④ 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物（推計）を最終処分する。

ア 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場（第2工区）

所 在 地	奈良市米谷町1857番地 他
敷 地 面 積	82,920㎡
埋 立 面 積	59,000㎡
埋 立 容 量	819,610㎥
残余埋立容量	728,882㎥
操 業 形 態	直 営
埋 立 対 象	焼却灰、破碎不燃物、土砂及びガレキ
処 分 量	12,821 t

イ 緊急時一般廃棄物最終処分場

所 在 地	奈良市奈良阪町字道幸坊谷1325番地 他
敷 地 面 積	46,611㎡
埋 立 面 積	27,400㎡
埋 立 容 量	264,403㎥
残余埋立容量	6,564㎥
操 業 形 態	直 営
埋 立 対 象	焼却灰、破碎不燃物、土砂及びガレキ
処 分 量	4,000 t

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場

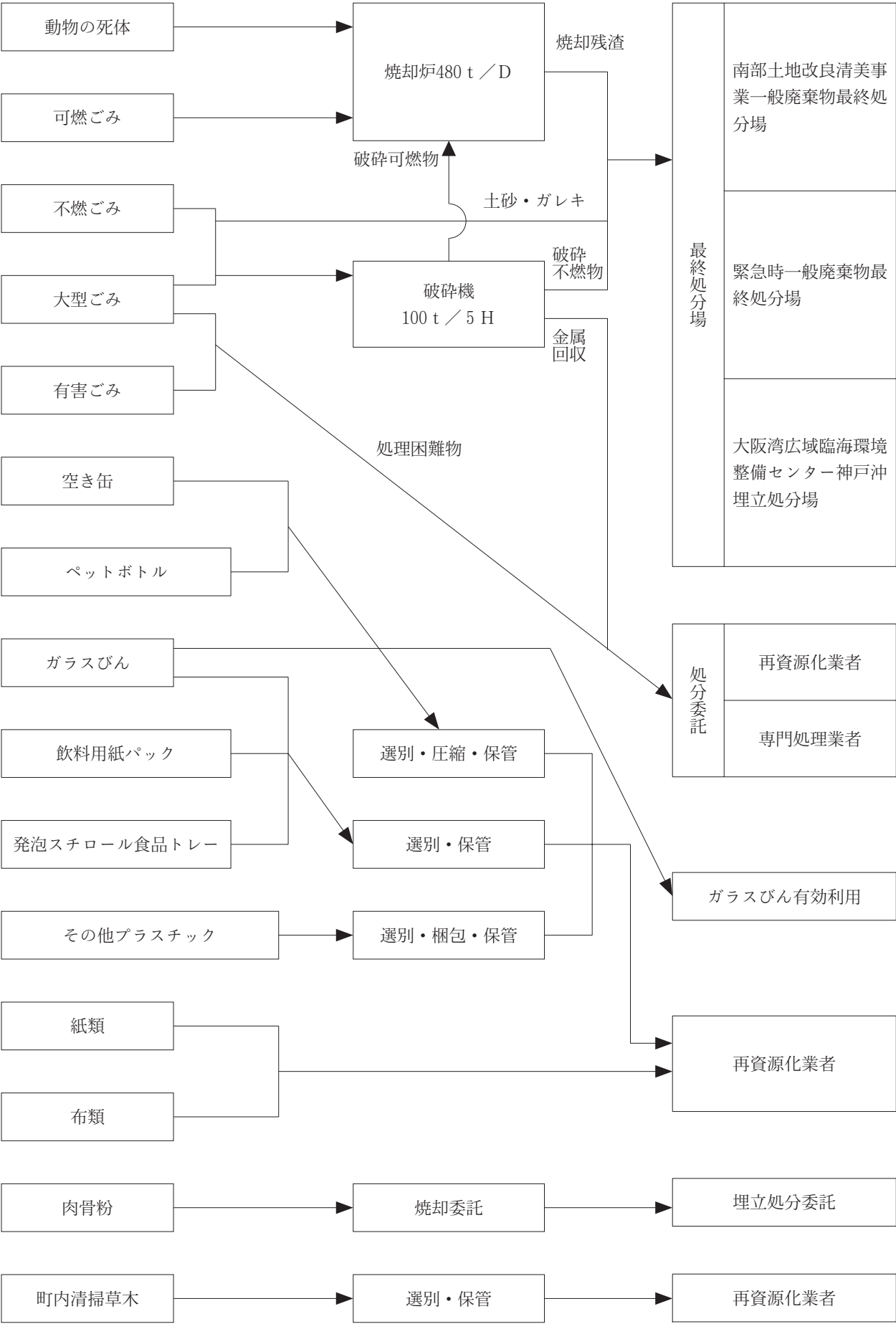
所 在 地	神戸市東灘区向洋町地先
処分場面積	88ha
埋 立 容 量	1,500万㎥
埋 立 対 象	ばいじん・焼却灰
処 分 量	ばいじん2,000 t、焼却灰600 t
埋 立 計 画	委託により大阪湾広域臨海環境整備センター神戸基地に搬入

⑤ ごみ処理体系

収集運搬

中間処理

最終処分



⑥ その他		
ア 市が収集しない一般廃棄物		
区分	品 目	処理方法
排出禁止物	(ア) 有害な物（薬品類、農薬、劇薬等） (イ) 危険性のある物（自動車用バッテリー、消火器等） (ウ) 引火性のある物（ガソリン、灯油、プロパンガス等） (エ) ニカド、リチウム、ボタン電池 (オ) 特別管理一般廃棄物に指定されている物 P C B含有物、感染性廃棄物（家庭や医療関係機関等から排出される医療廃棄物） (カ) その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生じる物（農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、タイヤ、ホイール等）	排出者自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、購入した店に引取りを依頼すること
	(キ) パーソナルコンピューター、原動機付き自転車	排出者自らが製造業者等に処分を依頼し資源化を図ること
特定家庭用機器等	テレビジョン受信機・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気洗濯機・エアコンディショナー	購入した小売店、又は買い換えの場合購入する小売業者へ引取りを依頼するか、若しくは自ら指定引き取り場所へ搬入するか、家電引き取り協力店に引取りを依頼し資源化を図ること
一時多量ごみ	引越し等、臨時に出る多量ごみ	市の施設へ自己搬入するか、又は一般廃棄物収集運搬業者に処理を依頼すること
(2) し尿・汚泥（汲み取るべきし尿、浄化槽から発生する汚泥をいう）処理実施計画		
① 収集運搬計画（推計）		
ア し尿		
おおむね月 1 回、市の委託した業者により収集する。		

汲み取り戸数	5,627戸
汲み取り人口	10,880人
計画収集量	9,837kl
イ 浄化槽汚泥	
排出者の申し込みにより、市の許可した業者により随時収集する。	
浄化槽設置基数	16,019基
浄化槽人口	55,855人
計画収集量	23,880kl
② 中間処理計画（処理量、残渣量及び堆肥化量は推計）	
奈良市衛生浄化センター	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	膜分離高負荷脱窒素処理方式及びメタン発酵・堆肥化（焼却）
処 理 能 力	90kl／日 生ごみ3.4 t／日
操 業 形 態	委 託
処理する廃棄物の種類	し尿・浄化槽汚泥及び生ごみ
処 理 量	し 尿 8,797kl
	浄化槽汚泥 20,330kl
	合 計 29,127kl
	生 ご み 63 t
残 渣 量	160 t
堆 肥 化 量	220 t
残渣処分先	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場
山辺環境衛生組合 山辺衛生センター	
所 在 地	奈良県山辺郡山添村大字遅瀬2384番地
処 理 方 法	高濃度二段活性汚泥法＋高度処理
処 理 能 力	20kl／日
操 業 形 態	一部事務組合
処理する廃棄物の種類	し尿・浄化槽汚泥
処 理 量	し尿 1,040kl
	浄化槽汚泥 3,550kl
	合計 4,590kl
堆 肥 化 量	汚泥炭化肥料25 t（山添村分含む）
③ 最終処分計画（処分量は推計）	

大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場

所在地	神戸市東灘区向洋町地先
処分場面積	88ha
埋立容量	1,500万m ³
埋立対象	焼却灰
処分量	160t
埋立計画	委託により大阪湾広域臨海環境整備センター神戸基地に搬入した後、同センターにより埋立処分される。

④ 市民等に対する広報・啓発活動

浄化槽清掃業許可業者を市広報誌「しみんだより」に掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業所への啓発活動を行う。

(平成19年4月1日揭示済)

奈良市告示第208号

医療法（昭和23年法律第205号）第6条の11第1項の規定により医療安全支援センターを設けたので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

平成19年4月1日

奈良市長 藤原 昭

1 名称

奈良市医療安全相談窓口

2 所在地

奈良市西木辻町200番地の46

(平成19年4月1日揭示済)

奈良市告示第209号

障害者自立支援法第77条第1項及び第3項の規定による地域生活支援事業の実施に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年奈良市告示第594号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年4月1日

奈良市長 藤原 昭

3 地域活動支援センター及び地域活動支援センター（Ⅱ型・Ⅲ型）(1)ア、イ及びウ中「120,000円」を「84,000円（地域活動支援センターは120,000円）」に改める。

(平成19年4月1日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第10号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道メータの計量業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成19年4月1日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

水道メータの計量業務を委託する者

東大阪市若江東町3丁目4番43号

株式会社 金門製作所 大阪支店

取締役 常務執行役員 支店長 村井 直明

（委託期間）平成19年4月1日～平成20年3月31日

（委託区域）青垣台一丁目～三丁目、青野町、秋篠三

和町一丁目～二丁目、あやめ池北一丁目～三丁目、あやめ

池南五丁目の一部、石木町、大湊町、大倭町、大和田町、

学園赤松町、学園北一丁目～二丁目、学園新田町、学園大

和町一丁目～四丁目、学園緑ヶ丘一丁目～三丁目、五条畑

二丁目の一部、西大寺赤田町一丁目～二丁目、西大寺国見

町一丁目～二丁目の一部、西大寺芝町一丁目～二丁目、西

大寺新池町、西大寺新田町、西大寺新町一丁目～二丁目の

一部、西大寺宝ヶ丘、西大寺野神町一丁目～二丁目、西大

寺竜王町一丁目～二丁目、敷島町一丁目～二丁目、松陽台

一丁目～四丁目、菅野台、菅原町、千代ヶ丘一丁目～三丁

目、鶴舞西町の一部、鶴舞東町の一部、帝塚山一丁目の一

部、帝塚山三丁目～五丁目、帝塚山六丁目の一部、帝塚山

七丁目、帝塚山中町、帝塚山西一丁目～二丁目、帝塚山南

一丁目～四丁目、帝塚山南五丁目の一部、富雄泉ヶ丘、富

雄川西一丁目～二丁目、富雄北一丁目～三丁目、登美ヶ丘

一丁目～六丁目、鳥見町一丁目～三丁目、鳥見町四丁目の

一部、中登美ヶ丘一丁目の一部、中登美ヶ丘二丁目～四丁

目、中登美ヶ丘六丁目、中町の一部、中山町の一部、西千

代ヶ丘一丁目～三丁目、西登美ヶ丘一丁目～八丁目、二名

町、二名二丁目～六丁目、二名東町、二名平野一丁目～二

丁目、東登美ヶ丘一丁目～三丁目、疋田町の一部、疋田町

一丁目～五丁目、百楽園一丁目～五丁目、平松一丁目、平

松二丁目の一部、平松三丁目～五丁目、藤ノ木台一丁目～

四丁目、宝来一丁目～五丁目、宝来町、丸山一丁目～二丁

目、三碓一丁目、三碓七丁目、南登美ヶ丘、三松一丁目～

二丁目の一部、六条西六丁目の一部、若葉台一丁目～四丁

目

(平成19年4月1日揭示済)

奈良市水道局告示第11号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道メータの計量業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成19年4月1日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

水道メータの計量業務を委託する者

奈良市法華寺町1080番地

株式会社 ハウスサービス大和

代表取締役 西岡 昭正

（委託期間）平成19年4月1日～平成20年3月31日

（委託区域）青山一丁目～九丁目、赤膚町、秋篠早月

町、秋篠新町、秋篠町、朝日町一丁目～二丁目、阿字万字町、油阪地方町、油阪町、尼辻北町、尼辻町、尼辻中町、尼辻西町、尼辻南町、あやめ池南一丁目～四丁目、あやめ池南五丁目の一部、あやめ池南六丁目～九丁目、池田町、池之町、井上町、今市町、今小路町、今在家町、今辻子町、今御門町、陰陽町、右京一丁目～五丁目、歌姫町、邑地町、大野町、大保町、大宮町一丁目～七丁目、大森町、大森西町、大柳生町、小川町、興ヶ原町、奥子守町、奥芝町、押上町、押熊町、押小路町、大平尾町、肘塚町、学園朝日町、学園朝日元町一丁目～二丁目、学園大和町五丁目～六丁目、学園中一丁目～五丁目、学園南一丁目～三丁目、鶴町、柏木町、春日野町、桂木町、上三条町、杏町、川上町、川久保町、川之上町、川之上突抜町、瓦堂町、元興寺町、漢国町、元林院町、北市町、北魚屋西町、北魚屋東町、北川端町、北京終町、北小路町、北新町、北椿尾町、北登美ヶ丘一丁目～六丁目、北永井町、北之庄町、北之庄西町一丁目～二丁目、北野山町、北半田中町、北半田西町、北半田東町、北袋町、北風呂町、北御門町、北向町、北村町、北室町、紀寺町、京終地方西側町、京終地方東側町、沓掛町、公納堂町、窪之庄町、恋の窪一丁目～三丁目、恋の窪東町、興善院町、光明院町、興隆寺町、虚空蔵町、五条一丁目～三丁目、五条町、五条西一丁目～二丁目、五条畑一丁目、五条畑二丁目の一部、小太郎町、後藤町、神殿町、小西町、此瀬町、西九条町、西九条町一丁目～五丁目、西大寺北町一丁目～四丁目、西大寺国見町一丁目～二丁目の一部、西大寺小坊町、西大寺栄町、西大寺新町一丁目～二丁目の一部、西大寺高塚町、西大寺町、西大寺東町一丁目～二丁目、西大寺本町、西大寺南町、阪新屋町、阪原町、狭川東町、狭川両町、佐紀町、左京一丁目～六丁目、佐保台一丁目～三丁目、佐保台西町、三条大路一丁目～五丁目、三条大宮町、三条川西町、三条栄町、三条添川町、三条町、三条松町、三条本町、三条宮前町、四条大路一丁目～五丁目、四条大路南町、七条一丁目～二丁目、七条町、七条西町一丁目～二丁目、七条東町、芝新屋町、芝突抜町、芝辻町、芝辻町一丁目～四丁目、柴屋町、下狭川町、下三条町、下御門町、十輪院町、十輪院畑町、宿院町、勝南院町、菖蒲池町、神功一丁目～六丁目、水門町、須川町、朱雀一丁目～六丁目、須山町、杉ヶ町、誓多林町、雑司町、園田町、杣ノ川町、大安寺一丁目～七丁目、大安寺町、大安寺西一丁目～三丁目、大慈仙町、高畑町、高樋町、高天市町、高天町、高御門町、田中町、多門町、樽井町、田原春日野町、中院町、築地之内町、角振新屋町、角振町、椿井町、鶴福院町、鶴舞西町の一部、鶴舞東町の一部、手貝町、帝塚山一丁目の一部、帝塚山二丁目、帝塚山六丁目の一部、帝塚山南五丁目の一部、出屋敷町、寺町、東九条町、富雄元町一丁目～四丁目、鳥見町四丁目の一部、中新屋町、中筋町、長谷町、中辻町、中貫町、中登美ヶ丘一丁目の一部、中ノ川町、中之庄町、中畑町、中町の一部、中御門町、中山町の一部、中山山西一丁目～四丁目、内侍原町、鍋屋町、奈保町、奈良阪町、鳴川町、西包永町、西木辻町、西紀寺町、西狭川町、西笹鉾町、西城戸町、西新在家号所町、西新在

家町、西新屋町、西寺林町、西ノ京町、西之阪町、西御門町、二条大路南一丁目～五丁目、二条町一丁目～三丁目、二名一丁目、二名七丁目、丹生町、忍辱山町、納院町、登大路町、橋本町、畑中町、八条一丁目～五丁目、八条町、鉢伏町、花芝町、花園町、馬場町、林小路町、半田突抜町、半田開町、半田横町、般若寺町、日笠町、東包永町、東木辻町、東紀寺町一丁目～三丁目、東笹鉾町、東城戸町、東新在家町、東寺林町、東登美ヶ丘四丁目～六丁目、東鳴川町、東之阪町、東向北町、東向中町、東向南町、疋田町の一部、毘沙門町、白毫寺町、百万ヶ辻子町、平清水町、平松二丁目の一部、広岡町、福智院町、不審ヶ辻子町、藤原町、船橋町、古市町、生疏里町、別所町、坊屋敷町、法用町、法蓮佐保山一丁目～四丁目、法蓮町、菩提山町、法華寺町、本子守町、米谷町、大豆山町、大豆山突抜町、山陵町、三碓二丁目～六丁目、三碓町、三棟町、南市町、南魚屋町、南肘塚町、南紀寺町一丁目～五丁目、南京終町、南京終町一丁目～七丁目、南庄町、南城戸町、南新町、南新町、南田原町、南椿尾町、南永井町、南中町、南半田中町、南半田西町、南半田東町、南袋町、南風呂町、南法蓮町、水間町、三松一丁目～二丁目の一部、三松三丁目～四丁目、三松ヶ丘、茗荷町、餅飯殿町、柳生下町、柳生町、薬師堂町、八島町、矢田原町、柳町、山町、油留木町、横井一丁目～七丁目、横田町、横領町、六条一丁目～三丁目、六条町、六条西一丁目～五丁目、六条西六丁目の一部、六条緑町一丁目～三丁目、鹿野園町、脇戸町、和田町

(平成19年 4月 1日 揭示済)

奈良市水道局告示第12号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき告示します。

平成19年 4月 1日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

収 納 事 務	水道料金及び下水道使用料
委託者	東京都港区六本木1-8-7 アーク八木ヒルズ 株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン 代表取締役社長 相澤 利彦 愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号 株式会社ココストア 代表取締役 盛田 宏 東京都中央区日本橋一丁目1番1号 国分グローサースチェーン株式会社 代表取締役 大塚 潤一 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 株式会社サークルKサンクス 代表取締役 土方 清

神奈川県横浜市中区日本大通17番地 株式会社スリーエフ 代表取締役 中居 勝利 札幌市中央区南 9 条西 5 丁目421番地 株式会社セイコーマート 代表取締役 田中 誠 東京都千代田区二番町 8 番地 8 株式会社セブンーイレブン・ジャパン 代表取締役 山口 俊郎 東京都千代田区岩本町三丁目10番 1 号 株式会社デイリーヤマザキ 代表取締役社長 田嶋 誠 東京都豊島区東池袋四丁目26番10号 株式会社ファミリーマート 取締役社長 上田 準二 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の 1 株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒 俊治 東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地 ミニストップ株式会社 代表取締役社長 横尾 博 大阪府吹田市豊津町 9 番 1 号 株式会社ローソン 代表取締役 新浪 剛	
委 託 期 間	平成19年 4 月 1 日から平成20年3月31日まで

(平成19年 4 月 1 日揭示済)